

府子第53号
平成26年2月21日

各都道府県・指定都市青少年行政主管部局長 殿

内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室長

岩 淵 豊

(公印省略)

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備のための保護者に対する重点的な啓発活動（春のあんしんネット・新学期一斉行動）について(依頼)

政府においては、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号。以下「法」という。）に基づき、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第2次）」（平成24年7月6日子ども・若者育成支援推進本部決定）を決定し、学校、社会及び家庭における教育・啓発を推進するなど、青少年を取り巻くインターネット環境の整備をめぐる新たな課題に、地方公共団体及び民間団体等と連携して取り組んでおります。これまでの官民の積極的な活動により、インターネット上に氾濫する児童ポルノや乱用薬物などの違法・有害情報の閲覧を制限するフィルタリングの普及等について、一定の成果を上げております。

しかしながら、無線LAN回線やアプリケーション（以下「アプリ」という。）の利用が可能なスマートフォンのほか、インターネット接続機能を備えた携帯ゲーム機や携帯音楽プレーヤーを始めとする新たなインターネット接続機器が急速に普及する一方で、無料通話アプリやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、オンラインゲーム等のいわゆるソーシャルメディア等の利用が青少年に広がるなど、青少年のインターネットの利用態様も大きく変化しています。

このため、青少年のインターネット利用を適切に把握・管理する立場にある保護者の役割は極めて大きいものがありますが、青少年のアプリの利用を含め、保護者が青少年のインターネット利用の実態を十分に把握できていないことや、新たなインターネット接続機器におけるペアレンタルコントロールやフィルタリング等の仕組みを十分に認識できていないことが懸念されるところです。

こうした中、スマートフォン等の購入・機種変更等が多く行われる春の卒業・進学・

新入学の時期を迎えます。このような状況を踏まえ、内閣府においては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備のため、保護者に対する重点的な啓発活動を行うこととし、1月に、別添1のとおり、保護者向け普及啓発リーフレットを最新の内容に改訂し、内閣府ホームページ（注）に掲載したほか、2月には、保護者がどのようなことができるのか、その「気付き」を促すため、フィルタリング等の利用を呼び掛ける政府広報等を実施することとしております。また、内閣府、総務省、経済産業省、内閣官房 IT 総合戦略室、警察庁、消費者庁、法務省及び文部科学省では、別添2のとおり、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、この節目の時期を捉えて、集中的に普及啓発活動等の取組を展開することとしており、関係者に協力を求めることとしております。

については、貴職及び貴管下市町村等関係機関・関係団体におかれましては、各地域事情等も踏まえつつ、当該時期において、下記の事項に御留意いただき、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備のため、関係事業者及びPTAその他の関係団体と連携して、保護者に対するその責務等の意識喚起とペアレンタルコントロールやフィルタリング等の普及促進に重点を指向して、スマートフォンを始めとする新たな機器等にも配慮した啓発活動に取り組んでいただきますよう、お願い致します。

記

1 スマートフォンを始めとする新たな機器等への対応について

スマートフォンを始めとする新たな機器からインターネットへ接続する際のフィルタリングの普及促進及び適切な利用については、以下の点に留意することが必要です。

- (1) 青少年が使用するスマートフォンを始めとする新たな機器について、どのような場所・環境で、どのようなサービスやアプリを利用しているか、それぞれに応じたフィルタリングが機能しているかなどについて保護者が把握する必要があること。
- (2) 無線LAN回線を利用したインターネットへの接続については、無線LAN回線に対応したフィルタリングアプリを設定する必要があること。
- (3) アプリを利用したインターネット接続については、アプリの利用制限機能を搭載したフィルタリングアプリや機器本体に備わった利用制限機能を設定する必要があること。
- (4) フィルタリングの設定を始めとする各種の設定の変更・削除は、パスワードの入力により行われることが多いことから、パスワードを適切に管理する必要

があること。

- (5) アプリの中には、コンピュータウイルスが仕込まれているものなど、危険・有害なものも流通しており、個人情報流出等の被害に遭うおそれがあることから、ウイルス対策ソフトを利用する必要性が高いこと。

2 保護者の責務等について

保護者については、法により、青少年のインターネット利用について、その発達段階に応じて、インターネットの利用の状況を把握するとともに、フィルタリングの利用その他の方法によりその利用を適切に管理することとされており、各家庭においては、青少年がどの程度インターネットを使いこなす知識・技術、情報モラルやコミュニケーション能力をそれぞれ身につけているかを見極め、その成長に合わせて、ペアレンタルコントロールやフィルタリング等を活用することなどが求められます。

例えば、保護者向け普及啓発リーフレットでは、保護者の役割を以下の3点に取りまとめています。

- (1) 適切にインターネットを利用させること。
- (2) 家庭のルールを青少年と一緒に作ること。
- (3) 青少年に持たせる機器にはフィルタリング等を設定すること。

特に、青少年がインターネットを「使いこなす力」を身につけるためには、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整える必要があります。青少年とともに、保護者自身がインターネットに関する知識・技術、情報モラルやコミュニケーション能力をそれぞれ身につけることが重要です。

また、フィルタリングやペアレンタルコントロール機能の利用方法・設定の相談窓口や、トラブルや被害に遭った際の相談先を事前に確認しておくことが大切です。

- (1) インターネット接続機器の購入時に相談窓口を確認すること。
- (2) 保護者同士で相談すること。
- (3) 専門機関に相談すること。

3 事業者の責務について

事業者については、法により、以下のフィルタリング提供義務等が課されています。

- (1) 青少年の携帯電話及びPHSによるインターネット接続については、保護者からの申出がない限りフィルタリングを提供すること。
- (2) 家庭などからのインターネット接続については、原則として利用者からの求めに応じフィルタリングを提供すること。
- (3) パーソナルコンピュータなどのインターネット接続機器については、原則と

してフィルタリングソフトウェアをインストールするなど、フィルタリングの利用を容易にする措置を講じた上で、販売すること。

(注) 内閣府ホームページのURL

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/index.html>

<別添1>

保護者向け普及啓発リーフレット（平成26年1月版）「お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること」

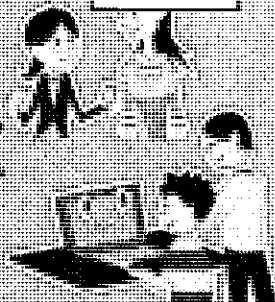
<別添2>

「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について

<別添3>

平成25年度 青少年インターネット利用環境実態調査 調査結果（速報）

お子様が安全に安心して インターネットを利用するために 保護者ができること



1 保護者の理解と見守りが、お子様を守ります。

インターネットは、世界中の様々な情報を調べることができる便利なものです。近年は、学校教育でも利用され、青少年にとって欠かせない存在となっています。

しかし、インターネットの利用によって、不適切な表現や画像など、青少年の健全な成長に悪い影響を与える情報にも、触れる可能性があります。コミュニティサイトの利用などにより、友達同士のトラブルや事件・事故に巻き込まれることもあります。例えば、いたずらのつもりでも、安易に犯行予告などを行えば、犯罪の加害者側になることもあり、行為によっては罰せられる場合もあります。

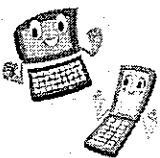
このようなリスクを減らして、安全・安心なインターネット利用環境を実現するため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」が施行されています。

青少年がインターネットを適切に利用できるようになるため、保護者がインターネットの特徴を理解し、青少年を見守ることが大切です。

● 保護者ができる3つのポイント

発達段階に応じて、

- (1) 適切にインターネットを利用させる
- (2) 家庭のルールを作る
- (3) フィルタリングなどを設定する



お子様の将来のために

インターネットを「使いこなす力」は、これからの社会で必要不可欠です。交通安全ルールと同じように、自分自身を守りながら、賢く有効に使わせましょう。

そのためには、お子様の成長に合わせて、インターネットに関する知識・技術、情報モラルやコミュニケーション能力をそれぞれ身に付けさせることが大切です。

◎ お子様にインターネットを利用させる際の保護者の責務が規定されています。

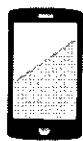
青少年インターネット環境整備法第6条において、保護者は、青少年のインターネット利用の状況を適切に把握するとともに、利用を適切に管理し、適切に活用する能力の習得の促進に努めることとされています。お子様の将来のため、保護者の役割をこのリーフレットで再確認してみましょう。

2 お子様がどんな使い方をしているかご存知ですか？

- お子様にどのような機器を持たせていますか？ どのようにインターネットを利用させていますか？
- お子様がどのような場所・環境で、どのようなサービスを利用しているかご存知ですか？ 例えば、街なかの無線LAN回線（Wi-Fiなど）を利用することはありますか？
- 保護者の目が届かない場合でも、親子で話し合っただけでルールを決めていますか？ フィルタリングなどを設定していますか？

チェックを入れて確認してみましょう。

近年、スマートフォンをはじめ、インターネットに接続できる機器が増えています。例えば、携帯音楽プレイヤーでもスマートフォンと同じようなサービスやアプリを利用できる機器があります。



スマートフォン



従来型の携帯電話



機能制限携帯電話



パソコン



ゲーム機



タブレット型携帯端末



携帯音楽プレイヤー

インターネットに接続できる機種もあります

- 上記のようなモバイル端末の普及により、お子様のインターネットの使い方が急激に変化しています。メール、ゲーム、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、チャットや掲示板（特に書き込み）、交流サイト（特に知らない人）、ゲームやアプリでの課金など、保護者が気づいていない使い方をしていませんか？

□ コミュニケーションアプリの利用

無料通話やグループでのメッセージが利用できるコミュニケーションアプリが急速に普及しています。複数で利用できることからトラブルも発生しています。また、見知らぬ人との出会いにつながる可能性がある「IDの取得」には注意が必要です。

□ 店舗などでの無線LAN回線（Wi-Fiなど）の利用

近年、コンビニや公共施設などで、無線LAN回線（Wi-Fiなど）を無料提供する場所が増えています。遊びに出た先で利用している可能性もありますので、無線LAN回線（Wi-Fiなど）でも安全に使えるように親子で工夫しましょう。（B-3-Bを参照）

□ 歩きスマホ、ながら操作

スマートフォンなど、モバイル端末が普及し、車の通る道路や駅のホームで歩きながら、自転車に乗りながら、端末を操作する人が増えています。意識が画面に集中することで視界も狭くなり、他人やモノにぶつかり、大怪我をしたり、怪我をおわせたりするような事故も増えていることから注意が必要です。

□ いわゆるネット依存

モバイル端末は、いつでもどこでもインターネットを利用できるため、意識せずに長時間利用する人が増えています。お子様がインターネットを使わないと不安になったり、イライラしたりという様子を感じたら、怒って追い込むのは逆効果。親子のコミュニケーションを増やしながらかみ守りましょう。

3 保護者ができる3つのポイント

(1) 適切にインターネットを利用させましょう。

● ネットデビュー ～初めてインターネットを利用させる場合

お子様と一緒にインターネットを利用して、インターネットを適切に利用するための知識・技術、情報モラルやコミュニケーション能力をそれぞれ身につけさせましょう。

● 新しい機器をお子様を持たせる前に

お子様の成長に合わせて、インターネットを利用させることが大切です。お子様に機器を持たせる前に、まず、何のために必要なのか、どのように使うのか、目的やルールを話し合ひましょう。

単なるプレゼントやご褒美で、安易に与えてしまうのではなく、目的を明確にしましょう。また、機器を持たせる前に、フィルタリングやペアレンタルコントロール機能を設定しましょう。例えば、お子様向けに機能を制限した携帯電話などを使用することも有効な手段の一つです。

モバイル端末は、保護者の目が行き届かなくなるため、お子様の成長に合わせて、使用させましょう。

保護者が使っているモバイル端末はすべての情報が取得可能です。そのまま貸し与えたり、使わなくなったモバイル端末を持たせる場合には、お子様の利用環境に応じて、インターネット接続機能を制限して、自由に決済ができないようパスワード管理をしましょう。

また、アドレス帳などの保護者の個人情報、必要に応じて削除するなど、適切に管理しましょう。

● 持たせ始めが肝心

トラブルに遭っていないか、過度の長時間利用になっていないかなど、こまめに利用状況を確認しましょう。

お子様専用の機器として持たせる場合も、保護者が貸して使わせているという意識付けをすることも有効な方法の1つです。保護者の見守りが必要な機器であることを、最初にしっかり伝えましょう。

● 少しずつ利用できる範囲を広げる

お子様がどの程度インターネットを使いこなす知識・技術、情報モラルやコミュニケーション能力をそれぞれ身につけているかを見極めましょう。そして、その成長に合わせて、持たせる機器やフィルタリングの設定などを見直して、インターネットを利用させる範囲やサービスを広げていきましょう。

フィルタリングやペアレンタルコントロール機能は、保護者の目が届かないところでインターネットを利用する際に、保護者と決めたルールの下で安全に安心して利用できるよう、お子様を見守るためのツールです。

フィルタリングで制限されてしまうサイトやアプリを使いたい場合でも、フィルタリング自体を解除するのではなく、特定のサイトやアプリだけ利用できるように「カスタマイズ」することが可能です。

(2) 家庭のルールをお子様と一緒に作りましょう。

● ご家庭の利用状況に合わせて、お子様と一緒にルールを作りましょう。

チェックを入れて確認してみましょう。

お子様が使おうとしているサービスを一緒に見てみましょう。一緒に見ることで、懸念されるリスクについて確認することができます。

お子様と話し合ってルールを作りましょう。なぜルールが必要なのかを、お子様が理解することが大切です。ルールを一方向的に押し付けるのではなく、インターネットを使う目的をはっきりさせましょう。

お子様の利用状況を確認するルールを作りましょう。お子様の利用履歴を勝手にチェックするのではなく、お子様と一緒に確認し、問題がないか話し合ひましょう。

ルール違反があった場合、次にどうすれば違反しないかお子様と一緒に考えましょう。一時利用禁止など、ルール違反があった場合のルールを事前に決めておくことで、ルールを守る責任感が生まれます。次に違反しないように話し合ひましょう。

トラブルのときはすぐに保護者に相談するよう話しておきましょう。お子様から相談を受けたときに、慌てないように、事前に対応方法や相談窓口を確認しておきましょう。

友達の保護者と連携しましょう。

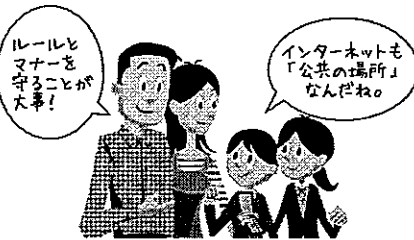
コミュニケーションアプリなど、グループ内でのメッセージのやり取りが増えたことで、子ども達同士のトラブルが発生しています。保護者同士で情報交換し、子ども達同士のルールを作るなど、学校、学級、地域で連携して、お子様を見守る取組が大切です。

家庭のルールを作る際の心構えを確認しましょう。

- ・お子様と一緒に、きちんと守れるルールを作りましょう。
- ・ルール違反が明確になるルールを作りましょう。
- ・ルールを気分だけで運用しないようにしましょう。

● ご家庭のルールの具体例

- ・困ったときはすぐに相談する。
- ・友達にメールやメッセージのやり取りを強要しない。
- ・インターネットを使わない日を仲間はずれにしない。
- ・利用する場所や時間帯を決める。
- ・パスワードは保護者が管理する。
- ・お金がかかる場合は事前に相談する。
- ・名前、顔写真、学校名などは書き込まない。
- ・知らない人のメールに返信しない。
- ・ルールを破ったら、一時利用禁止とする。



● ソーシャルメディアの利用について

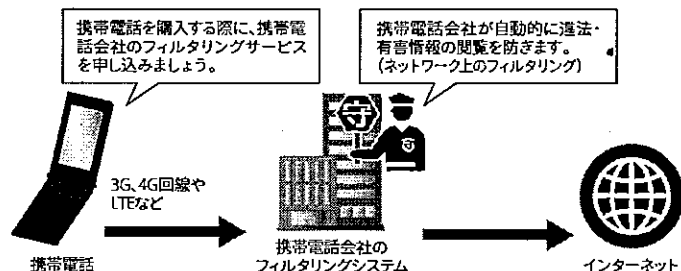
ソーシャルメディアは、インターネットにつながる人々がコミュニケーションができる「公共の場所」です。また、一度公開した情報はインターネット上に残り、広がる可能性があります。

実社会でやっていけないことは、インターネット上でもやってはいけません。お子様には、情報モラルなどを身につけて、ルールやマナーを守って利用させましょう。

- ・個人情報を書き込まない。
- ・他人を誹謗中傷する書き込みをしない。
- ・不確かな情報に注意する。など

(3) お子様を持たせる機器にはフィルタリングなどを設定しましょう。

A 携帯電話を持たせる場合



● 購入のときに18歳未満の青少年に使用させることを伝える

青少年インターネット環境整備法第17条第2項において、保護者は18歳未満の青少年に使用させるために携帯電話・スマートフォンを購入する場合は、携帯電話会社にその旨を伝える義務があります。

携帯電話会社は18歳未満の青少年が使用する場合には、保護者から不要との申出がない限り、フィルタリングサービスを提供する義務があります。